



令和5年2月27日 第12回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時38分

1 出席委員

1番 餌取靖徳	2番 吉川友二	3番 遠國和宏
4番 上妻良一	5番 菊地隆志	6番 宮口孝治
8番 遠藤勇	9番 人見華代	10番 石黒彰
12番 吉村進		

2 欠席委員

7番 松田博幸 11番 岡元義春

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸  
総務担当主査 留田篤史  
総務担当主査 餌取秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 報告第1号 農用地利用集積計画の取り消しについて
- 日程第 4 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
- 日程第 5 議案第1号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）作成に関する諮問について
- 日程第 8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 9 議案第5号 土地の現況証明書下付について
- 日程第 10 議案第6号 賃借料情報の提供について

# 第12回農業委員会総会

令和5年2月27日

開会 午後 1時30分

## (開 会)

○議長 ただいまから、令和4年度第12回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、7番松田博幸委員、11番岡元義春委員が欠席です。

## (会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

## (署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、4番上妻良一委員、5番菊地隆志委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

## (報告第1号)

○議長 「報告第1号 農用地利用集積計画の取り消しについて」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農用地利用集積計画の取り消しについて、ご説明申し上げます。

足寄町より、令和4年12月30日付足寄町公告第23号にて公告された「令和4年度第9号農用地利用集積計画」のうち、番号4と番号6について、令和5年2月7日付足寄町公告第3号にて、取り消しした旨の通知があったので、ご報告します。

取り消しした理由は、所有権移転登記に

あたり、譲渡人から売買・贈与を取り止めたいと申し出があり、譲受人も同意し、足寄町がこの売買・贈与を取り止めることに承諾したためです。

なお、本件につきましては、以前のように賃貸借したいと意向であり、議案第4号6番でご審議頂きます。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

## (報告第2号)

○議長 「報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、ご報告します。

本件は、祖父の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和4年9月18日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地は賃貸中であり、あっせん希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、足寄町農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

足寄町長、渡辺俊一氏より意見を求められた足寄町農業振興地域整備計画に係る土地利用計画の変更について、ご審議をお願いするものです。

1番から11番まで、一括で説明します。

1番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町白糸95番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、72,600㎡のうち、28,308㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、売り渡しを行う予定のため、農用地利用計画が白地の箇所を農地に編入するものです。

次に、2番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2557番ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、145,585㎡のうち、133,584㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、令和4年12月30日に

購入した採草放牧地を農地として利用するため、農用地利用計画が白地の箇所を農地に編入するものです。

次に、3番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2518番2ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、1,950㎡のうち、1,154㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、売り渡しを行う予定のため、農用地利用計画が白地の箇所を農地に編入するものです。

次に、4番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2591番2、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、565㎡のうち、184㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、売り渡しを行う予定のため、農用地利用計画が白地の箇所を農地に編入するものです。

次に、5番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町新町12番1ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、宅地、雑種地、原野、現況は畑です。

面積につきましては、33,088.20㎡のうち、1,354.20㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、令和5年1月28日に購入した畑を農地として利用するため、農用地利用計画が白地の箇所を農地に編入するものです。

次に、6番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2612番2、計1筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は畑です。

面積につきましては、11,975㎡のうち、5,623㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は賃借している牧草畑を農地として利用するため、農用地利用計画が白地の箇所を農地に編入するものです。

次に、7番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町西町9丁目3番2ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は原野、雑種地、現況は雑種地です。

面積につきましては、19,857㎡のうち、19,041㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は令和4年4月22日開催の第2回足寄町農業委員会総会で現況証明書により農地、採草放牧地以外となった土地を売買するにあたり、農用地利用計画が農地の箇所を除外するものです。

次に、8番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町稲牛172番51ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、67,183㎡のうち、10,694.87㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、今回、農家住宅の建設を計画しました。

既存の住宅等周辺の土地に建設するスペースがないため、既存の農業関連施設に隣接して建設することで、作業効率が向上することから、申請地を選定しました。

申請地は農用地区域内の農業用施設用地であり、除外が必要となります。また、それに伴い、農業用施設用地や白地となっている現況畑の箇所を農地に変更、編入するものです。

申請地のほかに適地がなく、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないことから、農地から除外、変更、編入することは、やむを得ないものと判断しました。

次に、9番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛403番1ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑、現況は採草放牧地、畑です。

面積につきましては、291,359㎡のうち、採草放牧地が21,625㎡、畑が91,254㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、売り渡しを行う予定のため、農用地利用計画が白地の箇所を農地に編入するものです。

次に、10番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2340番ほか7筆、計8筆です。

地目につきましては、公簿は宅地、畑、牧場、現況は農業用施設用地、畑です。

面積につきましては、96,709㎡のうち、農業用施設用地が7,569㎡、畑が9,807㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、売り渡しを行う予定のため、農用地利用計画が白地の箇所を農地、農業用施設用地に編入するものです。

次に、11番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町鷲府145番1、

計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、7, 524㎡のうち、473㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、売り渡しを行う予定のため、農用地利用計画が白地の箇所を農地に編入するものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 農地保有合理化事業は農振農用地でないといけないのか。

○事務局長 農地保有合理化事業を活用する場合は、農振農用地に編入することが条件となっています。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 農地保有合理化事業を活用しなくても農用地に編入しているが、何かメリットはあるのか。

○事務局長 特にメリットはありませんが、今回、農地保有合理化事業の活用を予定していましたが、結果論として、活用しなくなったためです。

○議長 他に、質疑はございませんか。

○議長 6番、宮口委員。

○宮口委員 農振計画は、随時、見直すものなのか。

○事務局長 原則、5年毎の総合見直しとその都度の随時見直しがあります。総合見直しは、10年後の農用地利用を見据えた計画です。足寄町では、平成15年度に総合見直しを行いました。その後は、随時見直しで対応しております。

○議長 他に、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町農業振興地域整備計画の変更については、支障のない旨、足寄町長に報告します。

#### (議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第4条の規定による許可申請のあった土地所有者、転用者について、農地法第4条第3項の規定により、ご審議をお願いするものです。

土地所有者、転用者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛172番51、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、34, 198㎡のうち、2, 453. 59㎡です。

次に、転用の目的、理由、内容ですが、転用者は畑作・肉牛経営で、今回、結婚するにあたり住宅が必要になったため、農家住宅の建設を計画しました。

本申請地を選定した理由は、既存施設用地に新たなスペースがないため、既存の施設に併設することで、効率的な作業が期待できるとの判断によるものです。なお、契約内容は永久転用です。

農地転用許可における立地基準においては、第1種農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号の例外規定に該当します。

一般基準においては、農地を転用し、申請どおりの用途に供することが確実と認められること、また周辺農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがないと認められることから、本許可申請については、特に問題

は認められず、不許可にする理由はないと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。5番、菊地隆志現地調査委員長。

○菊地現地調査委員長 本件は、11月15日、私と遠藤委員、松田委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、本件は30アール以下の農地転用案件で、また、転用目的が農家住宅であることから、平成28年3月8日北海道農業会議第80回総会決定の「農地法第4・5条に係る30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせ」により、意見聴取対象から除外できるものです。

したがって、本総会により、原案のとおり決定します。

また、許可日につきましては、足寄町農業振興地域整備計画の変更が承認された日とします。

#### (議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農

用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について、ご説明申し上げます。

足寄町から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問がありましたので、答申したくご審議をお願いするものです。

本件につきましては、農地中間管理事業により公益財団法人北海道農業公社から賃借した農地を、後継者への経営移譲に伴い、利用権の移転を行うものです。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりであります。

土地の所在につきましては、足寄町上利別200番1ほか26筆、計27筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、190,847㎡のうち、171,105㎡です。

次に、利用権設定等の種類、内容、法律関係、期間等につきましては、記載のとおりです。

借賃は一年間940,000円、10アール当たり5,500円で、管理料は1%、9,400円です。

なお、本件の農用地利用配分計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項各号に該当し、また、すでに安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、当該農地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手が、効率的かつ安定的な農業経営を目指していける農用地利用配分計画(案)となっていると考えます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町長から諮問の

あった農用地利用配分計画（案）は適当であると答申します。

（議案第4号）

○議長 「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和4年度第11号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾5番3ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、現況は畑です。

面積につきましては、6,996㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から使用者に贈与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である上妻委員と協議し、両方で贈与の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 1番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛768番1ほか34筆、計35筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、原野、現況は畑です。

面積につきましては、601,030㎡581,895㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者が経営移譲年金を受給するため農地法第3条により使用貸借されており、今回、期間満了となることから、再設定（継続）するものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 2番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定しま

す。

次に、3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1391番2、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、126,187㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、借賃ですが、1年間252,000円、10アール当たり2,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 3番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、4番5番を説明します。

局長。

○事務局長 4番5番は、利用権の設定等を受ける者が同一人であるため、一括で説明します。

4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別本町9番2ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、22,281㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、1,254,000円、10アール当たり56,200円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別本町9番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は原野、現況は畑です。

面積につきましては、20,054㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、1,237,000円、10アール当たり61,600円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業

委員である吉村委員と協議し、令和5年2月16日に利用調整会議を開催し、当事者間で売買の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、6番から9番を説明します。

局長。

○事務局長 6番から9番は農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和4年12月20日を持って期間満了となったため、農用地利用集積計画（賃貸借）を再設定（継続）する案件です。

それぞれの案件の詳細につきましては、議案書のとおりです。

議案調査書のとおり、借受人はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 6番から9番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、10番を説明します。

局長。

○事務局長 10番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受け

る者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町茂喜登牛2434番2ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、90,267㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に、借賃ですが1年間135,400円、貸付料が67,700円、諸経費充当分が67,700円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社が保有する農地を貸し付ける案件で、令和4年12月29日開催の第10回農業委員会総会において、同法人が買入れた農地です。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 農地保有合理化事業と、議案第3号の農用地利用配分計画書との違いを教えてください。

○事務局長 農地保有合理化事業は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく、特認事業で、農用地利用配分計画書は農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づくものです。よって、適用する法律の違いがあります。また、農地保有合理化事業は、農業公社が農地を買入して5年ないし10年貸付し、その後、借受者が買入金額

と同額で買戻しをすることが条件となっています。

農地中間管理事業は、農業公社が農地を借りて、貸し付ける事業となっています。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 最終的に、貸付料がいくらか戻ってくるのか。

○事務局長 5年タイプだと1%分の5年間分、10年タイプだと2%の10年間分が農業経営安定対策交付金として、買戻しをする年度に交付されます。よって、買戻し金額から相殺されるものではありません。

○議長 他に、質疑はございませんか。  
(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

#### (議案第5号)

○議長 「議案第5号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第5号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番2番、一括で説明します。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾8番1ほか1筆、計2筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

次に、2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾

195番9、計1筆です。

本件の公簿地目は牧場で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

なお、令和5年1月27日開催の全員協議会で、航空写真等により、現況は原野、山林の様相を呈しており、農地及び採草放牧地以外と確認されています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 1番は農振農用地区域内の土地ですが、農地として利用しなくてはならないのですか。

○事務局長 農振農用地区域内の土地ですが、現況は農地ではありません。所有権移転を行うにあたり、公募上の地目を農地、採草放牧地以外に変更するためです。何か事業を予定している訳ではありませんので、農振農用地区域内の土地であっても、特に支障はありません。

○議長 他に、質疑はございませんか。  
(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

#### (議案第6号)

○議長 「議案第6号 賃借料情報の提供について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第6号、賃借料情報の提供について、ご説明申し上げます。

農地法第52条の規定に基づき作成した、足寄町の賃借料情報の内容を公表したく、ご審議をお願いするものです。

それでは、議案書に沿って説明します。

1の収集、整理、分析対象農地につきましては、令和4年1月1日から令和4年1

2月31日までに、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告され、賃貸借された農地です。

2の提供の内容、3の締結（公告）された地域名の区分につきましては、議案書に記載のとおりです。

なお、本賃借料情報において、公益財団法人北海道農業公社との賃貸借契約は、買入売買金額及び貸付年数によって賃借料が決定する仕組みのため、特殊な取引に係るデータとして除外しています。

また、農地法第3条による賃借料データも収集の対象となりますが、金額につきましては、貸主借主双方の意志が強く表れているため、対象に含めていません。

本賃借料情報は、足寄町ホームページで、公表を行います。また、次号の農業委員会だよりへの掲載を予定しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑ございませんか。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 どうして、賃借料情報の提供について、議決を求めるのですか。

○事務局長 農地法第52条の規定で公表することになっており、その内容で公表して良いのか、総会で審議する必要があるからです。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 売買の情報はしなくてよいのか。

○事務局長 農地法では、規定がありません。

○議長 他に、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました

議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年度第12回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 2時 38分 閉会

議 長

吉村 進

農業委員

菊地 隆志

農業委員

上妻 良